

## 企業モラルの推進に関する規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)第 3 条の目的である警備業務の適正な実施と安全産業としての警備業の健全な発展、社会公共の安全・安心の確保及び本会会員(以下「会員」という。)としての社会的責務、名誉の保持、信用失墜行為の防止等企業モラルの高揚を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (本会の基本理念)

第 2 条 会員は、安全産業としての警備業の社会的責務とその役割の重要性を深く自覚し、顧客や府民のニーズと信頼に応える警備業務の提供に努め、社会正義の実現と安全なまちづくりに貢献するものとする。

### (会員の責務)

第 3 条 会員は、定款第 3 条の目的及び前条の基本理念を達成するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 警備業務の社会的役割を深く認識し、公正な競争や良い商慣習を遵守し、お互いに信義誠実の原則に則り行動すること。
- (2) 悪意を持って、他の会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業者に対し、道義に反する不当要求行為は行わないこと。
- (3) 役員選挙に関して、公正を疑われるような不当な行為を行わないこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力からの不当な要求は断固拒否するとともに、警察等との連携のもとに会員が一致団結し、これらを追放すること。
- (5) その他、警備業者として名誉、信用を失墜するような行為を行わないこと。

### (不当な行為等の情報の措置)

第 4 条 会員は、前条各号に定める不当な行為等に関する具体的情報を入手したときは、速やかに総務委員会(事務局)に申し立てするものとする。

- 2 総務委員会は前項の申し立て及び新聞、テレビ等の報道、監督官庁の通報等により不当な行為等に関する情報を入手したときは、速やかに事実の確認をするものとする。
- 3 総務委員会は、前項による事実確認の結果に意見を付けて、会長に報告する。

### (措置の決定)

第 5 条 会長は、前条による報告に基づき、関係会員に対し、定款第 10 条に定める除名処分を行う必要があると判断した場合は、これを理事会に諮って決定し、定款第 10 条の手続きを取るものとする。

( 聴聞等 )

第 6 条 理事会は、前条による措置を決定するにあたっては、関係当事者の出席を求め、その弁明、意見を聴く等、事実の確認及び公正な措置を行うものとする。

( 細 目 )

第 7 条 この規程の運用について、必要な事項は、理事会の承認を受け、会長が別に定める。

( 改 廃 )

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 13 年 12 月 5 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 17 年 7 月 22 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。